

## 09年6月市議会一般質問(案)

2009年6月15日(月)

6番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。通告をしました。5項目について、分割方式で質問をいたします。

### 1、まず、介護保険制度については2点質問します。

■ 1点目は、介護保険制度10年目の評価と改善策について伺います。

介護保険制度は創設され10年目を迎えました。創設の目的は「介護は社会全体で支える」というものであります。しかし現実には、度重なる制度改悪で「保険あって介護なし」といわれるように家族介護の負担が重くなっています。

また制度の網の目かたにこぼれ落ちていく「介護難民」が社会問題となっています。そこで質問ですが、介護保険制度は、当初の目的にふさわしいものになっているとお考えでしょうか。目的にふさわしいものにしていくためにはどんな改善策が必要と考えていますか。福祉保健部長の見解を求めます。

■ 2点目は、住宅改修費についてです。

先般相談にみえられた女性の方は、ご主人(67歳)は、高次脳機能障害で、障害程度は(精神1級)、介護度は4となっています。

現在、老人保健施設に入所していますが、長期の入所は困難であり、自宅介護の必要性から、住宅改修が必要です。

高次脳機能障害の方は、(記憶障害、空間認知障害、駆行障害、反側無視障害、幻覚障害、興奮しやすい)などの特殊な心身状況にあるために、現行の居宅状況では在宅介護は極めて困難を要します。こうしたことから、すこしでも、よりよい介護条件を整えるために、壁を取り除く住宅改修を申し入れました。しかし後日、障害福祉施策でも、介護保険制度でも、現行の制度では、手すり、段差解消などの住宅改修が対象となっているだけで、住宅改修の助成は困難との回答がありました。

介護保険料を払いながら、在宅介護に必要な住宅改修ができないことは介護保険法の目的に反するものです。なんのための介護保険制度かわかりません。

実態を十分に調査し、早急な運用の改善が必要と考えます。福祉保健部長の見解を求めます。

## 2、後期高齢者医療について

### ■後期高齢者医療の将来像について

私はこの問題については、毎回の一般質問でとりあげてきました。当初の執行部の答弁は「同制度のすみやかな導入と定着」というものでした。先の3月市議会代表質問で、市長は、「今後の国の論議を通じて、早期に国民各世代間の納得と共感の得られる仕組みが構築されるよう、その動向を注視してまいりたい」と答弁されています。そこで質問ですが、高齢者も若い人も各階層の納得と共感の得られる制度とはどのようなものだとお考えでしょうか。高齢者医療制度のあるべき将来像はどのように描かれているのでしょうか。市長の見解を求めます。

### ■資格証明書の発行は中止

さて、制度実施から1年2ヶ月が経過し、来月からは、資格証明書の発行がされるのではないかと危惧する声広がっています。さて、3月の参議院厚生労働委員会で、わが党の小池晃参議院議員の保険証交付の要求に対し、梶添厚生労働大臣は「期限がきたからと資格証明書をだすような、冷たい扱いをしてはならない」と答弁されています。そこで質問ですが、大分市では、資格証明書の発行は中止し、全期証の交付を原則として取り扱うべきと考えますが、市民部長の見解を求めます。

## 3、新型インフルエンザ対策

■さる年5月28日、私ども日本共産党大分市議団は、大分市長に対し、新型インフルエンザ対策に関する緊急要望書を提出しました。

その内容は、新型インフルエンザの国内の蔓延防止と感染者の早期発見のための特別対策が求められるとして、1、新型インフルエンザへの対応について、市民へ周知徹底し、安心して相談、受診できる環境を整備すること。

2、発熱や急性呼吸器症状等、新型インフルエンザへの感染が疑われる人が医療機関を受診し、医療費の一部負担の支払いが困難な場合には、自治体が独自に助成し、一部負担金を免除すること。3、資格証明書発行世帯には、速やかに正規の国保証を発行し、発熱などのさい、いつでも受診できるようにすること。の3点です。2と3について、その後どのような検討がされてきたのか。福祉保健部長、市民部長の答弁を求めます。

#### 4、雇用とセーフティーネット

##### ■進出大企業との立地協定書見直しを

さて、私の3月市議会での質問に市長は「立地協定でお願いしているのは、あくまで正規雇用の職員についてであり、非正規雇用という部分はいまだこまられていない」答弁されています。キヤノンやキヤノンマテリアルで働いている労働者は、7~8割が非正規労働者であります。進出大企業の社会的責任、誘致した大分市の責任においても、非正規労働者の雇用と生活の保全について、協定書にもりこむ改定をおこなうべきと考えます。商工農政部長の見解を求めます。

##### ■市営住宅空き部屋の活用方法について

市は昨年12月から、キヤノンなどから首を切られ、職をうばわれ、寮を追い出された非正規労働者を対象として、市営住宅の空き部屋を提供する緊急対策をおこなっています。これまで空き部屋は13戸が用意されていますが、入居はわずか5世帯にとどまっています。これは、入居期間が6ヶ月という制限があるからです。離職者が再就職でき、次の住まいが確保できるまで、入居できるように改善するべきではないでしょうか。またなかには職と住まいを奪われ、ホームレスとなっている方もいます。こうした方も入居対象に加えるべきです。合わせて、商工農政部長の見解を求めます。1

#### 5、日照権問題

##### ■商業地域内住宅の日照権保障について

現在、大分駅南地区に、15階建てマンションが建設中です。マンションの北側に位置する地権者から、「南側にこんな高いビルが建てられたら、日が当たらなくなる。人間も植物もだめになってしまいます。」と日照権保障についての相談がありました。

建設会社の取締役が市役所にきていただき、要望のだされた当事者Kさんを含め、協議をおこないました。この協議には建築指導課長も同席をいただきました。その後S建設会社より、5月9日付で回答書が送られてきましたが、その内容は、「商業地域内においては、建築基準法により、日影規制がない用途地域となっている」からKさんの要望には沿いかねます。とのものでありました。

そこで質問ですが、区画整理事業の換地計画のさい、用途地域についての説明はされていたのか。都市計画部長の見解を求めます。また商業地域だからというだけで、日照権の侵害は許されないと考えますが、土木建築部長の見解を求めます。

(3)

以上で質問を終わります。